

徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十六号

徳島県未来創生文化関係手数料条例及び徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県未来創生文化関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

十一	母体保護法施行令(昭和二十四年政令第十六号)第一条第一項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付	四千元
十二	母体保護法施行令第一条第二項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付	三千百円
十三	母体保護法施行令第三条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正	二千四百円
十四	母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の再交付	二千八百円
十五	母体保護法施行令第五条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付	二千五百円

(徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正)

第二条 徳島県保健福祉関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十二の項から四十の項までを次のように改める。

三十二から四十まで 削除

附則

この条例は、公布の日から施行する。
